

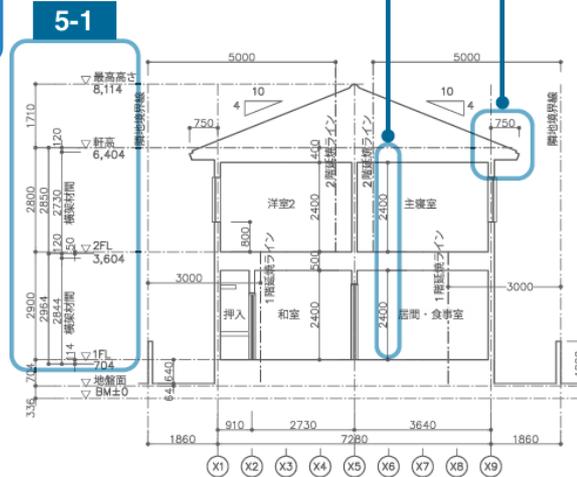
(5) 断面図

① X-X 断面図

各階の天井の高さを明示

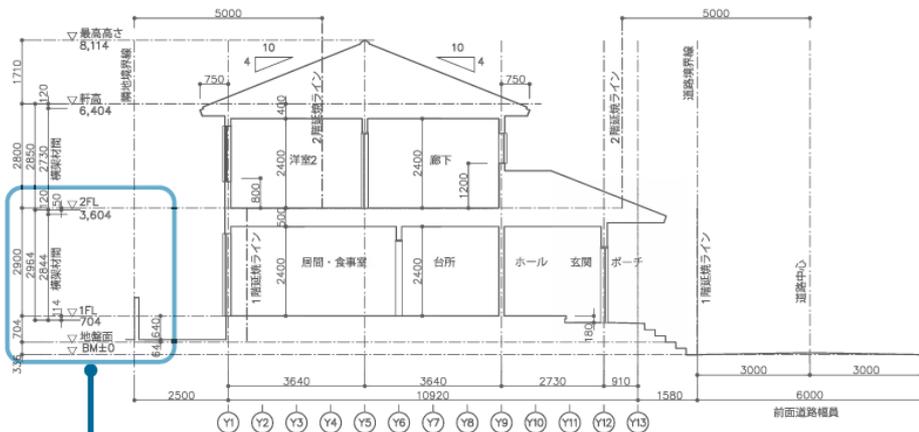
軒及びひさしの出を明示

建築物の各部分の高さを明示

図書
の作成例
(5) 断面図

がけ付近の場合、がけについて断面図で、がけ高さや勾配30度以上であることを断面図に明示してください。

② Y-Y 断面図



よくある指摘

- ・バルコニー開放性の記載が無い。(床面積に不算入の場合)
- ・軒の出寸法の記載が無い。
- ・小庇の寸法を柱芯ではなく壁面から記載している。(建築面積は芯からの出寸法で確認する) ※省エネの日射遮蔽対策として認められる有効な庇、軒等は外壁からの出寸法なので注意
- ・最高の軒高が不明瞭である。(小屋組、登り梁等で形成しているかの記載がない)

(7) 構造詳細図

屋根ふき材の種別、屋根の断面の構造・材料の種別及び寸法（厚さ等）を明示

法第 22 条区域内の屋根：不燃材料で造るか、ふくこと等、または大臣認定を受けたもの

① 構造詳細図（屋根）

7-4

7-2 粘土瓦
改質アスファルトルーフィング
構造用合板厚12
垂木：45×75@455

法第 22 条区域内にある建築物の屋根を通常の火災による火の粉による建築物の火災の発生防止の為に政令で定める技術的基準の以下 2 つのいずれかに適合

- ◆国土交通大臣が定めた構造方法（平 12 建告第 1365 号）
 - ①不燃材料で造るか、またはふくこと
 - ②準耐火構造
 - ③耐火構造
- ◆国土交通大臣の認定を受けたもの

② 構造詳細図（外壁）

7-3 | **7-5**

透湿防水シート
胴縁(通気層)厚18
窯業系サイディング厚18
外部

石こうボード厚 12.5
ビニールクロス貼
柱：120×120
内部

告示、大臣認定等の構造方法を明示(外壁材・外部構造用面材・断熱材・内部の仕上材料等で構成されている材料・厚さ等を明示)

7-5

法第 22 条区域内にある木造等の外壁で延焼のおそれのある部分にかかる構造を準防火構造（国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの、または国土交通大臣の認定を受けたもの）以上としているか。（平 12 建告第 1359 号第 1）

③ 構造詳細図（基礎） 内すべて **7-1**

基礎形式 べた基礎 (単位:mm)

立上り上端主筋
種類 SD295
本数-径 1-D13

せん断補強筋
種類 SD295
径 D10
本数 1
ピッチ 300
フック あり

立上り下端主筋
種類 SD295
本数-径 1-D13

地上高さ 450
底盤地上高さ 50
根入れ深さ(外周部) 300
底盤厚 150

配筋(シングル)

底盤補強筋	種類	SD295
	径@ピッチ	D13@300
		上段：長辺方向
		下段：短辺方向

構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法、延焼のおそれのある部分の外壁の断面の構造・材料の種別及び寸法（厚さ）を明示

法第 22 条区域内の外壁で延焼のおそれのある部分：準防火構造等

構造耐力上主要な部分 / 基礎の形式、各部の寸法、材料の種別、主筋、補強筋の種類、径、設置位置、設置間隔、補強筋と主筋の緊結方法を明示

3. 省エネ適合を仕様基準による場合の図面の記載例と注意事項

仕様基準では外皮の部位の断熱性能について、「①熱貫流率基準（U値）」又は「②断熱材熱抵抗基準（R値）」のいずれかで評価する必要がありますが、①については部位を構成する断熱材や面材などを、②については断熱材のみ設計図書上に明示してください。なお、断熱材等の建材の熱物性値に係る根拠資料を添付することが求められます。

窓や設備の記載例については、省エネテキスト 109 ページ以降を参考にしてください。

省エネテキスト

適用基準：②断熱材熱抵抗基準（R値）

仕様表（仕様基準）

建築物省エネ法第10条に基づく省エネ基準適合義務に関する事項

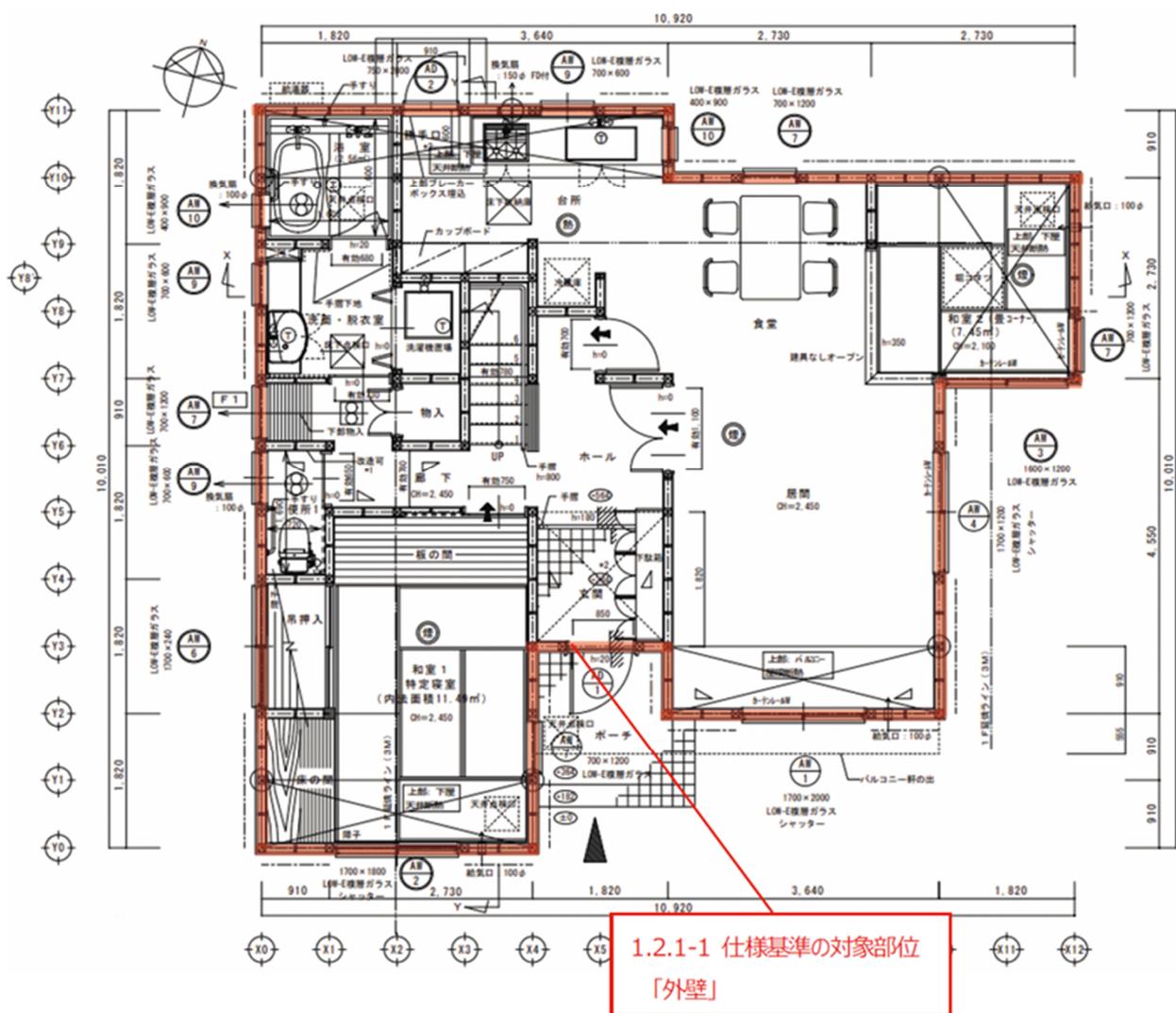
適用した基準明示の例

（参考様式）

仕様等が複数ある場合、省エネ基準適合判断に必要な仕様等を以下に記載

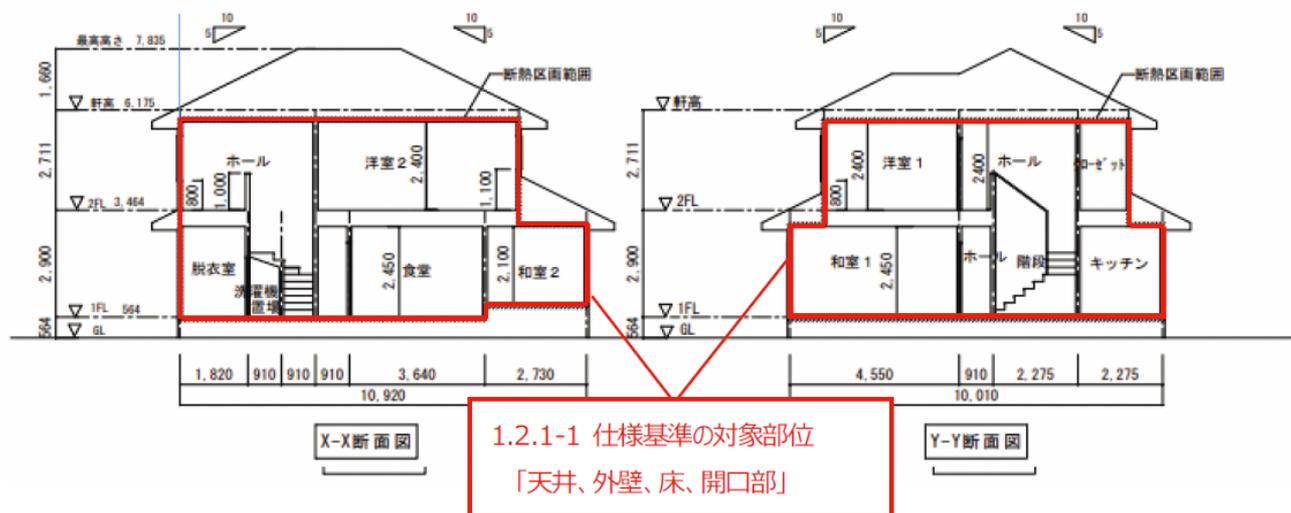
項目	小項目	断熱仕様	工法	備考（適用）	
外皮断熱基準	断熱仕様	屋根	該当なし		
		天井	GWHG16-38厚200mm	天井上敷き込み	R値5.3（R値基準）
	外壁	GWHG16-38厚105mm	充填断熱	R値2.8（R値基準）	
	床	外気に接する	XPS3種aA厚95mm	根太間断熱	R値3.4（R値基準）
		上記以外	XPS3種aA厚65mm	根太間断熱	R値2.4（R値基準）
	土間床等の基礎壁	外気に接する	XPS3種aA厚50mm	内張り断熱	R値1.8（R値基準）、UB下のみ
		上記以外	XPS3種aA厚50mm	内張り断熱	R値1.8（R値基準）、UB下のみ
	開口部	窓	アルミ枠、Low-E複層ガラスA12(取得型)		$U_w = 2.97$ 、 $\eta_w = 0.51$ （枠G仕様）
ドア		金属枠、金属製フラッシュ構造戸（ドアポスト、ドア内ガラス無し）		$U_D = 2.33$ （枠戸仕様）	

a) 1階平面図 (一戸建ての住宅)



c) 断面図

(一戸建て)



4. 完了検査時によくある指摘等

(1) よくある指摘

- 確認申請にないカーポートが建てられている、建築物位置が変更している等、確認申請と異なる状態となっている。
※工事監理者の完成確認が十分でない可能性があります。完了検査申請に先立って、軽微変更の協議、計画変更等の手続きを行ってください。
- 住宅用火災警報器がエアコン・24時間換気（第一種）吹出口から1.5m以上離れていない。
- 階段手摺が施工されていない。
- 24時間換気の給排気機が確認申請に添付してある書類、カタログと一致していない。
- 外部サッシの位置変更、サイズ変更、取りやめ等を軽微な変更として記載がない。
- 準防火地域内で防火設備、換気口のFDが現場で確認出来ない場合（吹抜け、屋外の高所に設置してある）に写真・書類（出荷証明書）の準備がしていない。
- 敷地境界線と軒先（樋含む）の空気が少ない計画の場合、仮設足場がある段階で、下げ振り等で敷地内に建築物が収まっていることがわかる写真を撮影してください。
- 完了検査の添付写真として、住宅瑕疵担保保険の検査状況の写真が添付されている。
※建築基準法とは別の検査ですので、瑕疵担保保険の検査員が検査して基礎や軸組等に問題がなくても、建築基準法の完了検査申請には工事監理者が現地を確認した写真や書類を添付するようにしてください。（同一機関で瑕疵保険の検査、建築基準法の完了検査を行う場合も同様）
- 完了検査申請書に添付する工事写真は、スケール・黒板等を使用して、撮影した内容、箇所が判別できる写真として下さい。現地で見せていただく写真についても同様です。

(例) 箇所：基礎－X○通り、Y○通り、内容：立上り配筋、上下主筋1－D13、縦筋D10@200
 箇所：1階－X○通り、Y○通り、内容：柱脚金物15KNホールダウン金物
 箇所：1階－X○通り、Y○～△通り間、内容：面材耐力壁、構造用合板9.0t 釘打ち間隔N50@150mm

- 完了検査申請を行う際は、申請書に省エネ基準に係る工事監理の実施状況に関する報告書（省エネ基準工事監理報告書）を添付する必要があります。なお、特定行政庁によっては、別途、様式を定めていることもあるため、実際の完了検査申請を行う際には、事前に、特定行政庁や指定確認検査機関に確認してください。

【省エネ仕様基準の参考様式】

【参考様式（仕様基準）】
 国土交通省 HP に Excel ファイルデータで掲載されています
<https://www.mlit.go.jp/ju-takukentiku/house/04.html>

省エネ基準工事監理報告書（仕様基準）					
任意様式					
令和 年 月 日					
工事の監理状況を報告します。 この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。 工事監理者					
物件概要					
種別					
工事名称					
現場の地名地番					
報告内容（以下の項目について申請図書通り施工されたことを報告します。）					
項目	報告事項	検査を行った数値回数	検査方法	確認結果	
1. 外気	① 断熱材の仕様、設置状況	○	A・B・C	○	○
	② 構造躯体部の断熱躯体の仕様、断熱（断熱コンクリート後の場合）	○	A・B・C	○	○
	③ 窓の仕様、設置状況（付属断熱や窓の設置状況を含む）	○	A・B・C	○	○
2. 暖房設備	① 暖房方式	○	A・B・C	○	○
	② 暖房設備の仕様、設置状況	○	A・B・C	○	○

(2) 完了検査ができない場合

確認申請と相違が大きい場合、現地検査を中止し、計画変更の手続き及び完了検査の再申請となる場合がありますので、工事監理者は必ず副本と整合を行ってから完了検査申請を提出してください。

※鳥取県福祉のまちづくり条例の対象となる建築物は、敷地内通路も完了検査の検査の対象になりますので、外構工事が完了してからでないで完了検査の申請が受付できません。

※新2号建築物では屋外の給排水設備等の工事も検査の対象となりますので、図面記載の工事が全て完了したことを工事監理者が確認した上で、完了検査の申請をお願いします。

(3) 完了検査前の使用制限について

1号建築物と新2号建築物は検査済証が交付された後でないで使用はできません。

※新2号建築物に確認申請が必要な規模の同一棟増築等（新築を除く）で工事中も使用する場合は、「共同住宅以外の住宅」及び「居室を有しない建築物」を除き、仮使用認定が必要です。

※新2号建築物の**新築**で、同一敷地内の既存住宅の解体が計画に含まれている場合、工事完了（既存住宅の解体）前に新2号建築物を使用するには仮使用認定が必要です。

【参考】建築確認附属書

市部を除く、県内の町村を建設地とする場合、建築基準法第6条の規定による建築確認申請時等に申請書に添付する書類で、申請前に設計者が建設地の町村に対し、町村が把握している道路・都市計画等事項について確認を依頼するものです。

鳥取県の窓口と鳥取県建築住宅検査センターに申請する場合は、建築確認附属書の添付が必要です。

また、4市の区域については、都市計画図の添付が必要です。

【各町村の建築附属書照会先】

	町村名	担当課	連絡先
岩美郡	岩美町役場	建設水道課	0857-73-1567
八頭郡	若桜町役場	地域整備課	0858-82-2239
	智頭町役場	地域整備課	0858-75-4113
	八頭町役場	建設課	0858-76-0206
東伯郡	三朝町役場	建設水道課	0858-43-3500
	湯梨浜町役場	建設水道課	0858-35-5312
	北栄町役場	地域整備課	0858-37-3117
	琴浦町役場	建設住宅課	0858-55-7805
西伯郡	日吉津村役場	建設産業課	0859-27-5953
	大山町役場	建設課	0859-53-3186
	南部町役場	建設課	0859-66-3115
	伯耆町役場	地域整備課	0859-68-5539
日野郡	江府町役場	総務課	0859-75-2211
	日南町役場	建設課	0859-82-1113
	日野町役場	建設水道課	0859-72-0350

市 町 村 長 様

建 築 主 事

建 築 確 認 に つ い て (依 頼)

別添の建築確認申請をするに当たり、申請者又は建築士が下記の事項について確かめに伺いますので、各担当者において関係法令による規制項目等の有無についてチェック等いただきますよう御配慮ください。

記

申請場所

申請者氏名

関係法令	調査内容・意見書	月/日	担当課	職氏名
道 路 法 都 市 計 画 法	1 敷地が接する道路 国、県、市、町、村道その他の道路 ※上記該当に○の上、道路名等を記載 (幅員: _____ m)	/	課	
	2 都市計画施設等の区域(都法53条)			
	種 道路 内、外、支障有り、なし	/	課	
	公園 内、外、支障有り、なし	/	課	
	下水道 内、外、支障有り、なし	/	課	
	類 市街地 開発事業 内、外、支障有り、なし	/	課	
	その他 ()	/	課	
	3 事業認可区域(都法65条)			
	種 道路 内、外、支障有り、なし	/	課	
	類 下水道 内、外、支障有り、なし	/	課	
その他 内、外、支障有り、なし	/	課		
4 区画整理事業施行地区(区法76条) 内、外、支障有り、なし	/	課		
5 () 占用許可 必要 不要	/	課		
6 鳥取県屋外広告物条例第3条の許可 必要 不要	/	課		
その他規制区域 ※区域名等を記載 ※判断困難な場合等はその旨を明示すること	伝統的建造物群保存地区 内、外 _____	/	課	
	海岸法・河川法 内、外 _____	/	課	
	急傾斜地崩壊危険区域 内、外 _____	/	課	
	災害危険区域 内、外 _____	/	課	
	土砂災害特別警戒区域 内、外 _____	/	課	
備 考 (上記のほかに)				
1. 工事完了告示済(都市計画法第36条)				
2. 市街化調整区域内(都市計画法第34条)				
3. 都市計画施設区域内における建築許可が必要(都市計画法第53条の許可)				
4. 下水道処理区域内				
5. 農業集落排水区域内又は漁業集落排水区域内(○で囲む)				
6. 土地区画整理事業施行区域内における建築許可が必要(土地区画整理法第76条の許可)				
7. 特別区域内における行為の許可が必要(自然公園法第20条の許可)				
8. 地区計画の区域内(都市計画法第12条の5)				
9. 景観形成重点区域内(景観法第16条の届出)				
10. その他()				

(注意) 1 二部作成して、一部(附図のあるもの)を市町村のひかえとします。
申請者へは、メール等による交付も可能です。(メール等で写しを交付する場合は一部のみ作成)
2 担当課ごと該当する箇所をそれぞれ口で囲んでください。

【参考】建築主氏名等変更届出書

県に提出する場合の様式を掲載していますので、その他の特定行政庁や民間確認検査機関に提出する場合は、規定された様式での届出をお願いします。

様式第3号（第3条関係）

建築主氏名等変更届	
建築主事 様	
建築主（設計者、工事監理者、工事施工者）の住所（氏名）を変更したので、鳥取県建築基準法施行細則第3条の規定により届け出ます。	
年 月 日	
届出者 住 所 氏 名 ㊟	
① 建築主住所氏名	変更後 ㊟ 電話 () 番
	変更前 ㊟ 電話 () 番
② 設計者住所氏名	変更後 () 建築士 () 登録第 号 ㊟ () 建築士事務所 () 登録第 号 電話 () 番
	変更前 () 建築士 () 登録第 号 ㊟ () 建築士事務所 () 登録第 号 電話 () 番
③ 工事監理者住所氏名	変更後 () 建築士 () 登録第 号 ㊟ () 建築士事務所 () 登録第 号 電話 () 番
	変更前 () 建築士 () 登録第 号 ㊟ () 建築士事務所 () 登録第 号 電話 () 番
④ 工事施工者住所氏名	変更後 建設業の許可 () 第 号 ㊟ 電話 () 番
	変更前 建設業の許可 () 第 号 ㊟ 電話 () 番
理由	
確認番号	年 月 日 第 号
※ 受 付 欄	※ 処 理 欄
年 月 日	
係 員	

備考1 届出者が氏名を自署する場合には、その押印を省略することができます。

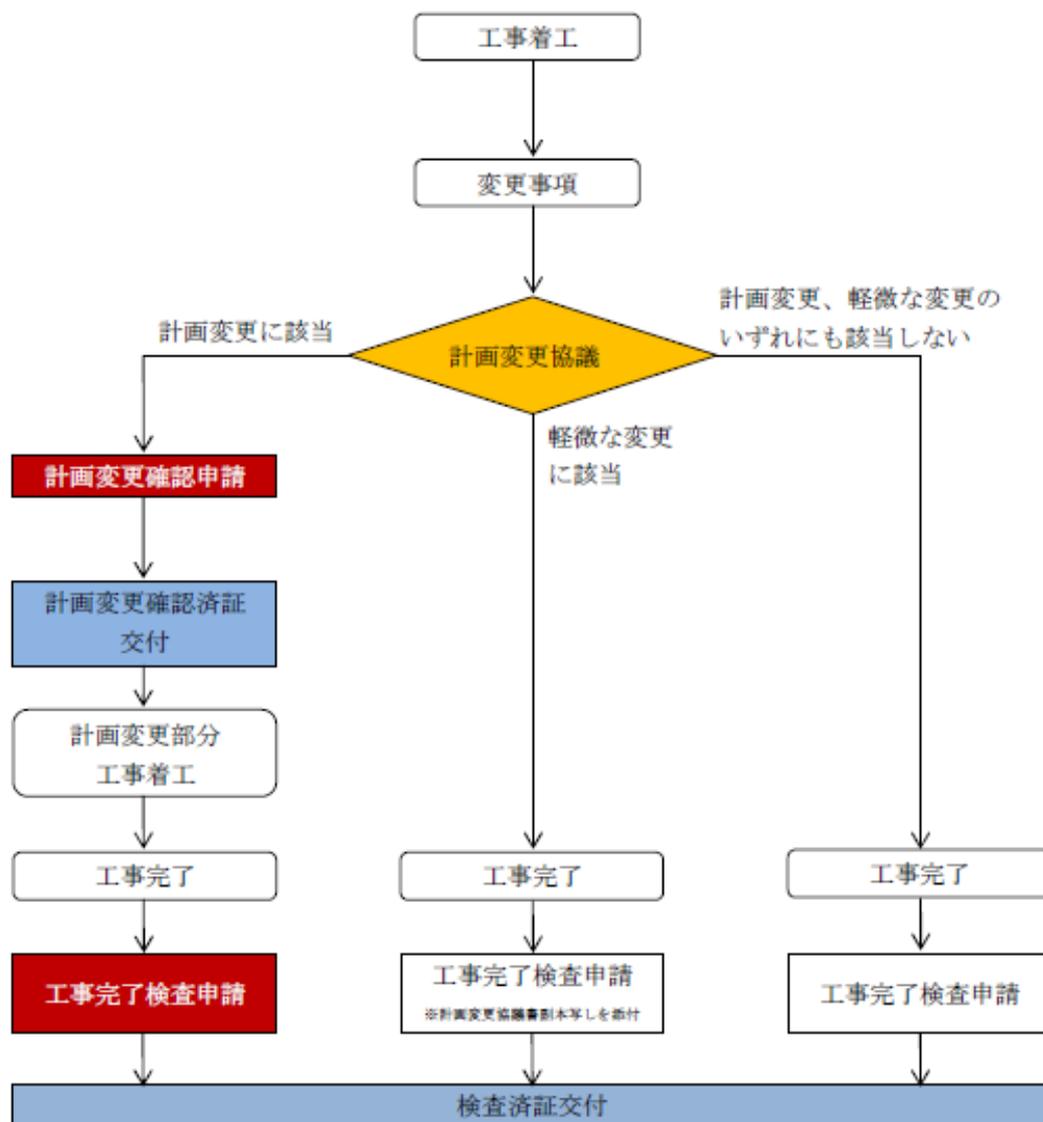
2 ※印欄は、記入しないでください。

V 軽微な変更

県の取り扱いを参照の上、変更する部分の着工前に事前協議をお願いします。

計画変更協議の様式は特定行政庁や民間確認検査機関に提出する場合は、規定された様式により提出をお願いします。

軽微な変更等フロー図



※計画変更協議後、他の変更事項が発生した場合はその都度計画変更協議を行うこと。

VI 大規模な修繕・大規模な模様替え

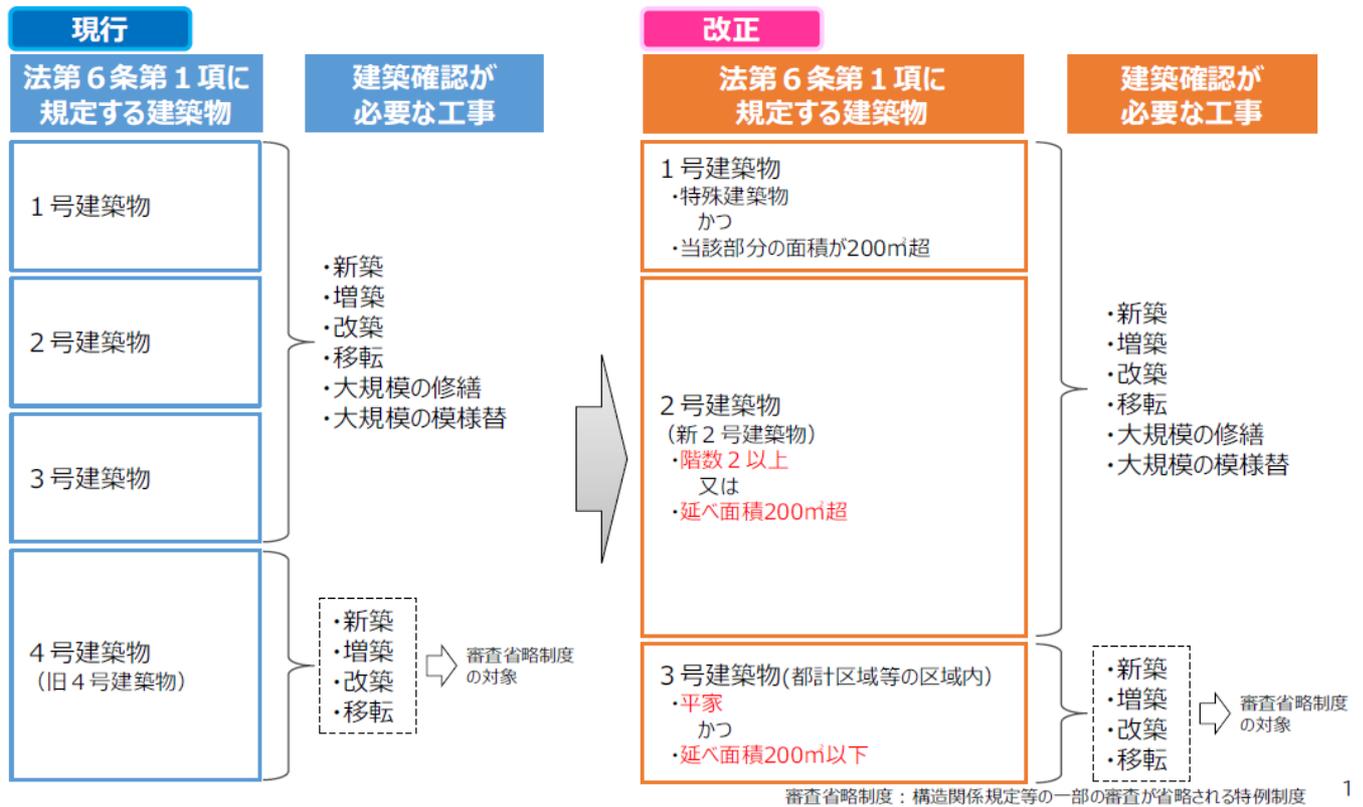
1号建築物及び新2号建築物で、大規模な修繕・大規模な模様替えを行う場合、確認申請が必要です。

<p>大規模の修繕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「修繕」とは… 性能や品質が劣化した部分を、既存のものと概ね同じ位置・形状・寸法・材料を用いて造り替え、性能や品質を回復することをいいます。 ・「大規模の修繕」とは… 建築物の主要構造部※の一種以上について行う過半の修繕をいいます。
<p>大規模の模様替</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「模様替」とは… 同じ位置でも異なる材料や仕様を用いて造り替え、性能や品質を回復することをいいます。 ・「大規模の模様替」とは… 建築物の主要構造部※の一種以上について行う過半の模様替をいいます。

※主要構造部とは、壁、柱、床、はり、屋根または階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱等を除きます。



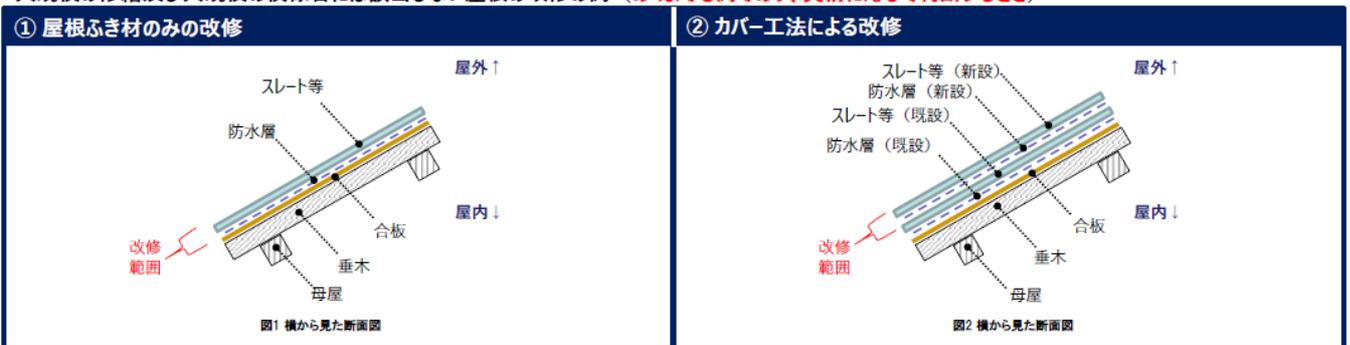
今般の法改正により旧4号建築物から新2号建築物に移る2階建ての木造一戸建て住宅等の建築物において、大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合、新たに建築確認等の手続きが必要となる。



1. 屋根の改修

- 屋根ふき材のみの改修を行う行為は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えない。
- また、既存の屋根の上に新しい屋根をかぶせるようないわゆるカバー工法による改修は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えない。

大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しない屋根の改修の例（あくまでも例であり、実情に応じて判断すること）



<注意>

屋根ふき材の改修を行うことで屋根を構成する全ての材を改修することになる場合、その改修部分の見付面積が過半であれば、大規模の修繕又は大規模の模様替に該当する。

